

除草及び植木剪定作業ご注文のお客様へ

除草・植木剪定作業の受注縮小等のお知らせ

平素よりシルバー人材センターの業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和8年度の除草及び植木剪定作業につきましては、十分な供給体制が整っておりませんので、受注数量を大幅に縮小いたします。

また、お受け出来る施工内容も原則に戻しますのでご理解のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 受注縮小の理由

(1) 作業会員の高齢化と減少

作業会員の高齢化と補充会員の減少により、十分な供給体制が整っていません。

(2) 安全対策の強化

作業会員の減少に伴い、より安全な施工を目指して、法令等を遵守します。

2 具体的な対応

(1) 7月・8月の2か月間は熱中症予防のため、原則として除草及び植木剪定作業を休止します。

(2) 隣地と十分な余裕がない作業地の除草及び植木剪定作業は出来ません。

(3) 駐車場の除草作業は、お受け出来ません。

(4) 高さ3メートルを超える樹木の剪定は、原則としてお受け出来ません。

(5) 従前どおり直径10センチメートルを超える樹木の伐採は出来ません。

(6) 松の樹木剪定は、原則としてお受け出来ません。

(7) 施工を予約しても、実施出来ない事態も想定されます。

令和8年4月

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター
(047-443-4145)

【シルバー人材センターとは】

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、市町村ごとに一つに限り設置が認められる団体です。

シルバー人材センターは、この法律に従い定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としています。

シルバー人材センターは、業務を受注し、それらを臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する会員に提供します。

【公益社団法人とは】

一般社団法人が公益認定法に基づいて行政庁の公益認定を受けた法人

（公益認定法第2条）

一言でいうと信頼性が高く、社会のために活動している非営利団体です。

【就業制限】

法律の他に、適正就業ガイドラインが発出され、シルバー人材センターで働く高齢者の適正な就業を確保するための留意点が明示されています。

その中で、就業が認められない具体的な例として、庭木の剪定など、請負で働く会員が恒常的に月10日の上限を超えて就業することが示されています。

また、シルバー人材センターが、業務を受注することにより、同種の業務を行う民間事業者の利益を不当に害する事態（いわゆる民業圧迫）が生じた場合は、受注の辞退、料金の引き上げなどの必要な措置を検討しなければなりません。

【安全の確保】

シルバー人材センターでの作業に限らず、高所での作業は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）で制限されています。

（作業床の設置等）

第518条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）

で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第519条 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。